

第2章 金融庁の行政運営

第1節 金融庁の行政運営の軌跡

金融庁は、その発足に当たり、金融庁の行政の運営に当たっての基本的考え方として、以下の6つの柱を掲げた。

(平成12年7月3日の金融庁発足時の長官談話(資料2-1-1参照))

(基本的考え方)

1. 安定的で活力ある金融システムの構築
2. 時代をリードする金融インフラの整備
3. 利用者保護に配慮した金融のルールの整備と適切な運用
4. 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
(市場規律と自己責任の原則)
5. 金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備
6. 外国金融監督当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献

金融庁発足後4年目に当たる15事務年度においても、上記の基本的考え方に基づき、行政運営を進めてきたところであり、この1年間の金融庁の行政運営の軌跡の概観は、巻末のこの1年の主な出来事のとおりである。(巻末資料1参照)

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては金融庁長官が財務省財務（支）局長を直接指揮監督することとしている。

また、金融庁と財務省財務（支）局との間の十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得る観点から、金融庁幹部が各財務（支）局に赴き、地元金融機関の役員等を対象として金融庁が取り組んでいる施策等について説明及び意見交換を行っている（15 事務年度は、15 年 9 月に全国 11 局で実施。）

1．財務局長会議

財務（支）局長をメンバーとする会議で、年 4 回（15 事務年度は、7、10、1、4 月）定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2．理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年 2 回（15 事務年度は、11、3 月）定例的に開催している。会議には、各財務（支）局理財部次長、検査監理官及び金融監督官並びに東京財務事務所次長もオブザーバーとして参加している。

（上記のほか、各局等において、必要に応じて、財務局の幹部・課長クラス等を対象とした説明会等を開催している。）

第3節 職員の任用

平成 15 事務年度における職員の任用

職員の任用については、金融制度や証券市場に関する企画立案、民間金融機関・証券会社等に対する検査・監督、市場の監視等の業務を的確に遂行し、我が国の金融機能の安定を確保し、国民に信頼される金融行政を実施していくとの観点から、金融庁長官の任命権の下、財務省財務局等において検査・監督事務等に従事してきた金融行政経験の豊かな人材に加えて、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、金融実務経験者など民間の専門家の登用や財務省以外の省庁等との幅広い人事交流を行うなど、様々な分野から人材を確保している。(別紙参照)

なお、民間からの採用に当たっては、『任期付職員法』、『官民交流法』等の制度を活用している。

また、16 年度において、101 名の新規増員(純増)が認められた。これに伴う任用については、16 年 4 月、国家公務員採用試験合格者(・ ・ 種) 30 名を採用したほか、引き続き様々な分野から人材を確保していくこととしている。

コンプライアンス対応室の設置

金融庁職員の行政上の行為について、法令遵守に万全を期す観点から独立した調査を実施するため、以下の法律の専門家 4 名で構成されるコンプライアンス対応室を平成 15 年 6 月 13 日に設置し、金融庁職員の行政上の行為の法令遵守に関する情報について、情報提供者の実名、連絡先入りの文書により受付けているところである。

また、別途いわゆる「ヘルプライン」として、久保利顧問が担当する受付窓口を併設している。

室長	野村 修也	(金融庁顧問・中央大学法科大学院教授・弁護士)
	吉田 修	(総務企画局市場課・弁護士)
	中山 裕人	(総務企画局信用課・弁護士)
顧問	久保利英明	(金融庁顧問・弁護士)

(参 考)

民間及び他府省等からの人材確保 (16 年 6 月 30 日現在)

民間からの人材確保
(非常勤職員を除く)

他府省 (財務省以外) からの人材確保

職 種	在職者
弁護士	17
公認会計士	33
不動産鑑定士	6
アクチュアリー	7
研究者	3
情報処理技術者等	8
金融実務経験者	79
計	153

省 庁 名	在職者
会計検査院	2
内閣府	4
警察庁	8
総務省	8
公正取引委員会	2
法務省	14
外務省	1
厚生労働省	6
農林水産省	7
経済産業省	7
国土交通省	1
海上保安庁	1
最高裁判所	5
計	66

その他政府関係機関等からの人材確保 17名

第4節 研究

研究体制の整備（資料2 - 4 - 1参照）

IT革命や金融システム改革の進展等による金融の高度化、複雑化、国際化等に的確に対応した金融行政を行っていくため、平成13年7月、従来の開発研修室と新設された研究開発室及び研究官を配置し、金融研究研修センターを発足させた。以降、金融研究研修センターでは、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を進めてきており、平成15事務年度は、以下の体制で研究活動を実施した。

研究官（常勤） 4名・・・大学や民間シンクタンク等から採用

特別研究員（委嘱） 6名（前年度比1名増）・・・外部の研究者へ委嘱

専門研究員（非常勤）6名（前年度比1名増）・・・研究補助者

平成16年6月末現在では研究官は3名、専門研究員は5名。

研究の実施

1. 研究官による研究

(1) グローバル化の進展及び金融技術の洗練に伴い、金融コングロマリットの行動が深化し、また、業態を越えた金融取引が拡大している状況を踏まえ、これらに係る問題点につき、我が国の現状ならびに将来ビジョンに照らして整理を行うとの観点から、「金融コングロマリット活動と規制」をテーマとする研究を実施している。15事務年度は、2本の論文「金融コングロマリットと伝染効果」、「金融コングロマリットと範囲の経済」をとりまとめて公表し、「金融コングロマリット研究会（第二期）」を計5回開催した。

(2) 電子金融取引が着実に拡大し、新たなビジネス・モデルの登場やIT技術の発展等に係る専門性の高い問題が顕在化してきている現状を踏まえ、これらに係る問題点につき総合的な整理を行うとの観点から、「電子金融取引への対応」をテーマとする研究を実施している。15事務年度は、3本の論文「手形・小切手の電子化（ペーパーレス化）をめぐる法的研究」、「韓国における電子金融法制」、「電子マネーの将来とその法的基盤」をとりまとめて公表し、「電子決済システムリスク研究会」を計6回開催した。

(3) 我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状に鑑み、「諸外国の金融制度等」をテーマに米国、欧州等の金融制度に関する網羅的な研究を実施している。15事務年度は、「外国金融制度ワークショップ」を計3回開催し、2本の論文「フランス・オランダの地域金融システム - 欧州における「リレーションシップ・バンキング」の実態と日本への示唆 - 」、「米国の地域コミュニティ金融 - 円滑化策とそれが機能するための諸条件 - 」をとりまとめて公表した。

(4) 企業再生に関する法整備の進展を踏まえ、これらの法的枠組みが実際の経済活動の中でどのように機能しているのか、主にミクロ経済理論の観点から検証を進めた。

また、企業の再建過程で大口債権者としての銀行が果たす役割を考察することを通じ、金融新時代における銀行の機能についても検討を行った。15 事務年度は、「『倒産関連法制の機能の検証と企業の資金調達行動への影響』研究会」を計 7 回開催し、論文「倒産処理法制改革のインパクト - 再建着手の早期化促進の効果を、イベント・スタディによって検証 - 」をとりまとめて公表した。

- (5) 信託に関する研究として、最近の裁判における信託契約成立にかかる判例や関連する学説を踏まえつつ分析を行い、信託の成立要件のあり方等について考察を行うとともに、信託の活用可能性についても検討を行った。15 事務年度は、論文「信託の成立要件をめぐる一考察 - 最一小判平 14・1・17 を起点として - 」をとりまとめて公表した。

2. 特別研究員による研究

- (1) 金融工学理論による分析・研究として、信用リスクについて、統計的アプローチによる信用リスクの計測や信用リスクモデル評価方法の比較に係る研究を実施している。15 事務年度は、論文「信用リスクモデルの評価方法に関する考察と比較」、「財務指標の時間依存を考慮した信用リスク評価モデル - デフォルト予測への応用」をとりまとめて公表した。
- (2) 生命保険会社の今後のあり方について、業務・財務・組織など多面的な視点から、論点を整理し分析・考察を行う研究を実施している。

第5節 研修

金融庁における研修

金融業務の高度化・複雑化、情報通信技術の発展等の金融環境の著しい変化に迅速かつ的確に対応するため、金融行政における専門性の向上に努めることが必要である。こうした観点から職員の研修・訓練の充実を図り、専門知識と幅広い視野を有する人材の育成・確保に努めている。

研修には、金融研究研修センター（開発研修室）が主催する研修と、各部局等がそれぞれの業務の状況等に応じて実施する研修（職員の訓練）がある。

開発研修室の実施した研修

1．概要

開発研修室は、金融庁の職員に対して必要な研修を行っている。研修は、一般研修・基礎研修・専門研修の区分ごとに研修コースを設け、外部及び内部講師による講義やセミナー形式の事例研究、外部の専門機関への委託等により行っている。

また、受講者は、研修対象者のうち担当部局の推薦等により決定している。

なお、一部の研修については金融庁と財務省との共同研修として、財務（支）局職員と共に研修を行っている。

（注）研修計画については、年度ベース（4月～3月）で策定している。本誌においては、計画に関しては平成15年度を基本に記述するが、研修実施状況に関しては、事務年度ベースに区分し記述する。

2．平成15年度の研修方針及び研修計画（資料2 - 5 - 1参照）

- (1) 平成15年度においては、金融庁の任務の的確な遂行に資するため研修を充実させ、専門知識を有する職員の育成を図ることを基本的な方針とした。
- (2) これに沿って、職員に対し業務に必要な専門知識等を習得させるため、職員に求められる能力、業務内容及び職務経験に応じた研修計画（36コース）を策定し、それらを円滑に実施することとした。
また、職員に対する研修機会の拡充を図るため、本年度より通信研修を導入することとした。
- (3) なお、研修計画策定にあたっては、各局からの意見や前年の研修実施状況等を踏まえ、以下のような研修コースの新設及び拡充・整理を行った。

ア．一般研修：秘書業務を遂行するうえで必要な素養・知識を身に付けることを目

的とした秘書業務研修を新設するとともに、公務員としての倫理観の涵養を図ることを目的に、全職員を対象とした公務員倫理研修を新設した。

また、新規採用職員研修のうち 種については、職務遂行上必要となる基礎的知識の更なる習得のため、研修期間を4月から6月末までの約3ヶ月に延長することとした。

イ．基礎研修：職員の簿記基礎技能の進展に伴い、基礎コースに換えて、簿記研修（中級）受講者の資格取得に向けたフォロー・アップのための研修を拡充した。

また、e-Japan計画の推進に伴い、庁内の主な業務システムの知識の付与のため、これまでの庁内LAN研修に加え、文書管理システム研修、申請届出システム研修、情報セキュリティポリシー研修を新設した。

ウ．専門研修

検査関連：平成15年度より政策金融機関・郵政公社のリスク管理分野に関する検査権限が当庁に帰属したことから、同検査を担当する職員に対し、政策金融機関等検査実務研修を新設した。

その他：従来、初級・中級・上級の3コースに分けていたデリバティブ研修について、学習内容を整理し、基礎と実践の2コースに再編して実施することとした。

エ．通信研修：業務の繁忙から集合研修に参加できない職員も少なくないことから通信研修を導入することとし、導入初年度は、高度で専門的な知識習得の観点から、日商簿記検定1級レベルの技能修得を目的とした簿記1級コースを新設した。

3．平成15事務年度の研修実施状況（資料2-5-2参照）

(1) 概況

当初計画の研修コースについては、一部について、研修対象部署の事務繁忙等から予定どおり実施できなかった研修があったものの、概ね予定どおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア．一般研修

新任者、転入者を対象とした金融庁の業務等の基本的な知識を習得するための研修のほか、階層別研修として新任係長研修、新任総務係長セミナーを実施するとともに、秘書業務に従事する職員を対象とした秘書業務研修を実施した。また、管理監督者向けに、職場の人間関係やセクシュアルハラスメント防止策等を内容とするメンタルヘルス研修を実施するとともに、全職員を対象とした公務員倫理研修を新たに実施した。

イ．基礎研修

金融庁の業務において必要とされる簿記、英会話について、受講者のレベルに応じたコースを設定して研修を実施した。また、主に転入者を対象に従来の庁内LAN研修、文書管理システム研修に加え、申請届出システム、情報セキュリティポリシー - 研修を新たに実施した。

ウ．専門研修

総務企画局、検査局、監督局、証券取引等監視委員会の業務ごとに必要とされる専門知識の習得のため、当該業務の担当者を対象とし業務内容別、職員の職務経験別による研修コースの設定等により効果的な研修を実施した。

また、金融業務の高度化等に対応するためデリバティブ研修及びリスク管理研修など、全職員を対象とした専門性の高い研修を実施するとともに、政策金融機関・郵政公社の検査を担当する職員を対象とした政策金融機関等検査実務研修を新たに実施した。

エ．通信研修

日商簿記検定1級レベルの技能修得を目的とした簿記1級コースを実施するとともに、証券分析やポートフォリオマネジメント等に関する知識習得を目的とした証券アナリストコースを6月より新たに開始した。

検査局の実施した研修（資料2 - 5 - 3参照）

1．概要

検査局に所属する職員に対して、現状の金融行政における諸問題及び具体的な検査手法等、当面の金融証券検査の実施に必要な知識・スキルの習得を目的として、例年、短期間の研修を定期的実施するとともに金融証券検査官が在庁する時期に随時実施しているところである。

2．研修の内容

（1）全体研修

検査局の職員を対象として、金融証券検査に関する専門能力の向上等の観点から、最近の金融動向、検査マニュアル、職員の倫理等を内容とし、外部及び内部講師による講義形式により研修を年2回開催した。

（2）統括・特別検査官研修

統括・特別検査官を対象として、金融証券検査の指揮・管理者としての素養向上を目的とした外部講師による講説等による研修を実施した。

（3）模擬査定研修

経験の浅い検査官が、機械的・画一的な債務者区分の判定に陥らないよう指導することを目的にベテラン検査官を金融機関の支店長役とし、研修生を検査官役としたうえで教材となるラインシートに基づき実際の資産査定作業を行う研修を今事務年度も引き続き実施した。

（4）その他の研修

金融証券検査を実施するにあたり、必要とする実践的知識、具体的な検査手法等の習得を目的として、時事トピックスや最近の問題等を探り上げた研修を外部専門家や公認会計士、不動産鑑定士の資格を有する専門検査官を中心に業態毎等実施した。

第6節 行政情報化の推進

1. 概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、当庁としても電子政府構築計画等に則し、金融庁行政情報化推進委員会の下、電子政府の実現に向けた行政情報化の推進に努めているところである。

具体的には、国民や企業と行政との間の申請・届出等手続についてオンライン化を実施するとともに、オンライン申請受付の365日24時間化の対応をはかるほか、主要業務・システムについて、情報化統括責任者（CIO）補佐官の支援・助言等のもと、平成17年度のできる限り早期に、各主要業務・システムに係る最適化計画を策定することとした等、所要の取組を行っているところである。

2. 取組実績

(1) 国民や企業と行政との間の申請・届出等手続のオンライン化の実施等

電子政府構築の一環として、「金融庁電子申請・届出システム」を開発し、平成15年3月20日に一部の行政手続（652手続）について、従来からの書面による手続に加え、インターネットを利用したオンラインによる手続が可能となっていたところである（なお、EDINET関係の4手続については、平成13年6月1日、EDINETシステム稼動にあわせてオンライン化実施済。）その後、共管手続等の残りの行政手続についても開発を行い、平成16年3月29日より、当庁（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が扱う申請・届出等の手続1,398手続について、オンラインによる手続が可能となっているところである。

また、今まで月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時30分から17時45分までだったオンライン申請受付時間について、平成16年3月29日より、原則365日24時間受付可能となるよう措置をしたところである。

（参考）申請・届出等手続のオンライン化の状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計
オンライン化 実施済手続数	4手続	652手続	742手続	1,398手続

(2) 業務・システム最適化計画の策定

電子政府構築計画を受け、当庁の主要業務・システム（下表）について、平成17年度のできる限り早期に最適化計画を策定することとしたところである。

このため、平成16年初より、これら業務・システムの問題とその方向性に関する事前調査を行い、平成16年4月よりCIO支援チームを発足し業務・シス

テム最適化計画の策定を開始したところである。

主要業務名称	システム名称
金融検査及び監督業務	金融検査監督データシステム モニタリングシステム
証券取引等監視等に関する業務	証券総合システム
疑わしい取引の届出に関する業務	特定金融情報データベースシステム
有価証券報告書等に関する業務	E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors NETwork)

(3) 行政情報化の基盤整備等

ア．情報化統括責任者（CIO）補佐官の配置

電子政府構築計画を受け、平成15年12月に、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家3人を情報化統括責任者（CIO）補佐官として採用したところである。

イ．IT推進支援に関するコンサルティング業務委託

内部職員のみでは実施困難なシステムの調達・開発・運用支援に係る業務については、民間の最新動向調査・分析をはじめとして、IT技術やシステム開発手法などの多様かつ高度な専門的能力が必要とされるため、専門的な能力を有するコンサルティング業者へ業務委託を行い実施したところである。

ウ．情報システムの調達の適正化

情報システムの新規調達または機能追加にあたり、開発業者から提出された仕様や見積り等について情報化統括責任者（CIO）補佐官、情報管理官室による専門的検証を行い、その妥当性の確認を実施している。また、情報システムの調達において費用対効果分析等の実施及び優先順位付けを行うことを検討、平成16年度の試行に向けて手順化したところである。

エ．セキュリティ対策等の充実

当庁の基盤情報システムの安全性・信頼性の確保を図るため、外部監査・評価機能を活用し、不正アクセスやコンピュータウイルス等に対する脆弱性を評価する「システム技術面からのセキュリティ監査」および、セキュリティポリシーに従ってシステムが運用されているかを評価する「セキュリティポリシーの準拠性監査」を実施し、監査結果に基づき所要の措置を行ったところである。

第7節 広報

報道対応

1．報道発表及び記者会見等の実施（資料2 - 7 - 1参照）

金融庁においては、15事務年度においては305件の各種報道発表を行っている。

これらのうち、重要なものについては、大臣などによる記者会見や担当者による記者ブリーフを報道発表に併せて行い、その内容・趣旨等について正確な理解が得られるようきちんと説明を行ってきた。

海外プレスに対しても、海外において関心の高い事項に関する報道発表を行う際には、英文資料を用意して、英語によるブリーフを実施している。

また、特に重要な施策や内外の市場が注視している事項について報道発表を行う場合には、報道機関各社の論説委員等との意見交換会や市場関係者等との意見交換会を開催している。

なお、定例記者会見については、これまで同様、毎火・金曜日の閣議後大臣記者会見及び6週毎水曜日の副大臣定例記者会見、毎月曜日の長官記者会見を実施している。

2．大臣・副大臣・長官・局長等金融庁幹部職員等による各種媒体での取材対応等

金融庁においては、所管の各種施策に関し、大臣・副大臣・長官・局長等、金融庁幹部職員への新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等各種媒体等からの取材・出演等の要請に対しては、金融行政に対する説明責任を積極的に果たすとの観点から、できる限り積極的に対応している。大臣・副大臣・長官・局長については、平成15事務年度中、延べ160件のインタビュー・番組出演等に応じている。

広報活動

1．政府広報の活用（資料2 - 7 - 2参照）

金融行政にかかる広報を限られた予算の中で効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2 - 7 - 2の通り、政府広報各種媒体で取上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

なお、平成15年7月には「証券減税PR強化特別月間」を設定し、テレビ（含：スポットCM）・新聞・雑誌・定期刊行物等政府広報各種媒体をフルに活用して集中的な広報展開を行った。

2．金融庁ホームページの拡充

金融庁ホームページについては、平成15事務年度において、和文・英文とも以下の通り、トップページの抜本的な刷新など利用者の利便性向上のため各

種改修を施すとともに、その掲載情報の内容拡充を図った。

(1) 和文ホームページ(資料2 - 7 - 3参照)

ア. 月刊金融庁広報誌「アクセスF S A」の充実(資料2 - 7 - 4参照)

金融庁の各種施策に係る最新情報に直ちにアクセスできるホームページ上の月刊金融庁広報誌「アクセスF S A」(平成14年12月創刊)について、従来からのコーナーに加え、中小企業金融に関連する記事を抜粋した「ピックアップ: 中小企業金融」や、金融庁金融研究研修センターにおける研究等に関する記事を掲載した「金融フロンティア」を追加するなど、特集や連載記事を充実した。

イ. 「政策ピックアップ」コーナーを充実

金融庁の行う重要施策について広く国民にPRする観点からトップページに開設している特設コーナーを「政策ピックアップ」と改称し、掲載内容の充実を図っている。平成15事務年度においては、「中小企業金融特集」(15年10月)「いわゆる外国為替証拠金取引 ~取引者への注意喚起等~」を追加した(16年2月)。なお、「中小企業金融特集」では、中小企業金融の円滑化へ向けた各種取り組みの内容を掲載しているほか、全国の中小・地域金融機関の作成したリレーションシップバンキングの機能強化計画や主な経営指標等を閲覧できるようにした。また、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂に伴い、改訂内容の解説などを盛り込むなど内容拡充を図っている(16年3月)。

ウ. 「金融サービス利用者コーナー」の中に、金融の仕組みや働きなどについての中学・高校生向けの副教材「インターネットで学ぼう 私たちの生活と金融の働き」を追加した(15年10月)。

エ. 当庁施策に関し政府広報として放映されたテレビスポットの動画「大幅な証券減税(「ビデオレター編」)「違法な金融業者にご用心)」をトップページに掲載した。(平成15年8月)

オ. 「全文検索システム」に加えて、アクセスF S Aの掲載記事に限定して検索できる「アクセスF S A記事検索システム」を新設した(16年3月)。

カ. トップページのコーナーについて、どこにどういう情報が掲載されているのかを分かりやすくご案内するための案内板として、「トップページガイド」を追加した(16年5月)。

(2) 英文ホームページ

ア. 「Inspection Manual(検査マニュアル)」のコーナーを、和文ホームページの「検査マニュアル」のコーナーに準じてリニューアルした。(15年12月)

イ. ホームページ上の国際関係情報をより見やすくするために、「References

& Information」コーナー中に Banking、Securities、Insurance の中分類を新設して掲載情報を整理した。(16年2月)

ウ．トップページに「Notice to User」のコーナーを開設して主要なコンテンツの新規追加・更新の状況等が一目で理解いただけるようにし、またその部分からコンテンツにリンクを張ることにより、掲載情報へのアクセスを容易にした。(16年3月)

エ．トップページ以外(「Press Releases」等の各コーナー)においては、新規追加及び更新情報に1ヶ月間 new マークを付すことにより、利用者の目に止まりやすいようにした。(16年3月)

オ．利用者の利便性向上のため、英文ホームページ用検索システムを導入した。(16年3月)

カ．「References & Information」コーナー中に「Report to the Diet」(国会報告)の中分類を新設し、掲載情報を整理した。(16年5月)

キ．英訳関係

海外からの関心が高いと思われる事項を幅広く取り上げ、英訳の上、ホームページに掲載している。英訳の件数は以下の通りである。

・大臣会見	34件
・長官会見	18件
・プレスリリース	35件
・その他(証券市場改革関係等)	11件
	<hr/>
	計98件

(3) その他

ア．携帯端末用のコンテンツである「登録貸金業者情報検索サービス」のモバイル版を設置した(平成16年5月)

イ．ホームページは、利用者にまずアクセスをしてもらう必要がある受身の媒体という側面があるので、金融庁や政府広報で作成するパンフレット等各種媒体で金融庁ホームページのアドレス等の積極的PRに努めた。

ウ．金融庁ホームページにおいては、予め利用者のメールアドレスを登録すると、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表などの新着情報がホームページに掲載される度に、電子メールで案内する「新着情報メール配信サービス」を提供している(平成14年6月3日提供開始)。その登録者数は15事務年度終了時点で1万5千件を超えている(前事務年度比約5千件増)。

エ．更に、金融庁ホームページについては、金融庁からの情報発信手段としてだけでなく、従来より、パブリックコメント手続に係る意見提出をホームページ上の「ご意見箱」のコーナーで受け付けたり、検査・監督や行政の効率化等に関し広く国民から各種情報を「ご意見箱」のコーナーで受け付けるなど、ご意見を聴取する場として活用してきている。平成15事務年度中に「ご意見箱」で受け付けた意見・情報等の件数は2,642件となっている。

(注)上記件数は「ご意見箱」における受付件数であり、「貸し渋り・貸し剥がしホットライ

ン」等の他の情報等受付窓口に寄せられた意見・情報の件数は含まれない。

3．預金保険制度に関する広報活動

平成 17 年 4 月のペイオフ解禁拡大に向けて、預金保険制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないよう、同制度の周知を図るための広報活動を実施している。

平成 15 事務年度においては、預金保険制度の基本的な内容について平易にまとめたポスター（1.6 万部）、リーフレット（45 万部）を増刷し、全国の地方公共団体、税務署、図書館等に配布するとともに、政府広報のホームページにおいては、預金保険制度の Q & A を掲載した。また、金融庁においては、金融機関や地方公共団体の関係団体等に対し、預金保険制度の具体的な内容について説明を行うとともに、財務（支）局においても、各財務（支）局が開催する財務行政懇話会や各地方公共団体が開催する財務担当者研修会等の機会を捉えて、預金保険制度の内容について説明を行っている。

第8節 情報公開の取り組み

1. 開示請求の受付及び処理状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）は、平成13年4月1日に施行された。

平成15年度の開示請求の受付及び処理状況は、下記の表のとおりである。

2. 主な開示請求

15年度に受け付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

個別金融機関に関する検査結果通知書等
個別金融機関に関する監督事務に係る文書

3. 不服申立等

15年度における不服申立等受案件数は10件、そのうち9件について同年度中に情報公開審査会に対して諮問を行っている。

なお、13～15年度における不服申立等受案件数は225件（うち監視委員会2件、取下げ3件、却下5件、諮問せず決定したもの2件）そのうち219件について15年度末までに情報公開審査会に対して諮問を行っている（併合しているものもあるため諮問件数は124件）。

15年度における当庁事案に係る情報公開審査会の答申は61件（併合しているものもあるため不服申立等件数では91件（13、14年度受理事案を含む。））である。

開示請求の受付及び処理状況（平成15年度）

部 局	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求 の取 下げ	期 限 延 長			検 討 中
		開 示 決 定			不 開 示 決 定		30日 以内 (10条 2項)	30日 以上 (11 条)	小 計	
		全 面 開 示	一 部 開 示	小 計						
総務企画局	33	0	17	17	1	11	0	0	0	4
検査局	21	1	18	19	9	2	5	0	5	0
監督局	71	23	39	62	27	3	1	0	1	0
小 計	125	24	74	98	37	16	6	0	6	4
証券取引等 監視委員会	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
合 計	128	24	74	98	40	16	6	0	6	4

（注1）「期限延長」及び「検討中」の件数は、それぞれ平成15年度末現在で期限延長中又は検討中であって、開示決定等を行っていない開示請求の件数である。

（注2）14年度末現在で検討中であった事案について15年度中に開示決定等を行っている場合があるため、開示決定等件数、請求の取下げ件数、期限延長件数及び検討中の件数の合計は、開示請求の受付件数と一致しない。

（注3）16年度における6月30日までの開示請求件数は50件である。

第9節 金融界との意見交換

金融庁としては、金融界との率直な意見交換を行うことを通じて、行政対応や行政当局の考え方が金融界に正確に理解されるとともに、金融業の実態等を行政当局が遅滞なく把握できることが重要と考えており、このため、金融界の各業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融界との意思疎通に努めてきている。

(参考) 金融界との意見交換会の開催実績 (平成15年7月～16年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
信用組合	生命保険会社	損害保険会社	外国損害保険会社
3回	8回	9回	4回
証券会社	投資信託会社	信託	
2回	1回	3回	

第 10 節 パブリック・コメント手続の実績（資料 2-10-1 参照）

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成 11 年 3 月 23 日閣議決定)により、規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、これらの意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が定められている。

また、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の対象は、広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定又は改廃に係るものであるが、それ以外にも、各省庁等において必要と判断したものについては同様の手続が行われている。

当庁においては 15 年 7 月から 16 年 6 月末までの 1 年間で、政令・府省令・告示改正 26 件のほか、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等の改訂(案)について」、「企業会計審議会論点整理及び意見書(公開草案)の公表について」等、6 件について、広く意見・情報の募集を行った。

第11節 政策評価の取組み（資料2 - 11 - 1 参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：15年7月～20年6月）

毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間は事務年度毎）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

なお、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催（16年6月までに5回）し、意見を頂いている。

【評価の実施状況】

年度	実績評価	事業評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	-
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件

実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。

事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価及び事業評価に関しては、政策評価結果の政策への反映状況についても公表している。

金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のホームページ「政策評価について」
参照